

# 北海道内遊戯施設海賊船事故調査報告書(概要)

## 事故の概要

社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会

### 【事故の概要】

- 発生日時: 平成29年6月22日(木) 14時ごろ
- 発生場所: 北海道虻田郡留寿都村 ルスツリゾート カントリーランド「バイキング」
- 事故概要: バイキングの乗客が、安全バーから片手を離した際にバランスを崩し、客席部分からプラットホームへ転落した。



写真1 当該遊戯施設

### 【調査の概要】

平成29年6月30日 昇降機等事故調査部会委員、国土交通省職員及び北海道職員による現地調査を実施。  
その他、昇降機等事故調査部会委員によるワーキングの開催、ワーキング委員、国土交通省職員による資料調査を実施。

### 【遊戯施設の概要】

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| (1) 機種名: 一般名称 海賊船、固有名称 バイキング                        | (6) 最大傾斜角度: 60度(中央部)、75. 57度(最後部) |
| (2) 所有者: 加森観光株式会社(以下「加森観光」という。)                     | (7) 回転半径: 12. 24m                 |
| (3) 設計者: 明昌特殊産業株式会社(現サノヤス・ライド株式会社、以下「サノヤス・ライド」という。) | (8) 運動速度: 最大速度609. 18m/分          |
| (4) 製造者・施工者: サノヤス・ライド                               | (9) 定員: 40名 (5名掛け×8座席)            |
| (5) 管理者・保守業者: 加森観光                                  | (10) 確認済証交付年月日: 昭和57年 8月23日       |
|   | (11) 検査済証交付年月日: 昭和58年 5月25日       |

## 事実情報と分析

### 【客席部分の構造に関する情報】

- 安全バーは乗客の体を完全に固定するものではなく、基本的には乗客が安全バーをつかんで使用するものである。
- 客席側面部分から体の抜け出しはないが、体が固定されていないため、正常姿勢からバランスを崩した場合、安全バーの下側に体がすり抜け、足が客席外部に出るおそれがある構造となっている。
- 客席部分からの滑り落ちを防止する滑り止め等は設置されていない。

客席の背もたれと安全バー間の寸法520mm



写真2 客席部分外観



写真3 客席部分から足が出た状態

## 【加速度に関する情報】

- 横方向の加速度はほぼない状態であった。
- 客席部分の振り幅が最大となった際に重力加速度の座面押圧方向成分が最小となっていた。

## 【客席部分の構造方法に関する過去及び現在の規定】

- 当該施設設置当時(昭和57年)は、建築基準法施行令における遊戯施設の客席部分の構造に関する規定はあったが、告示もなく、具体的な仕様等が示されていない。
- 現在は告示において身体保持装置の構造方法について定めている。

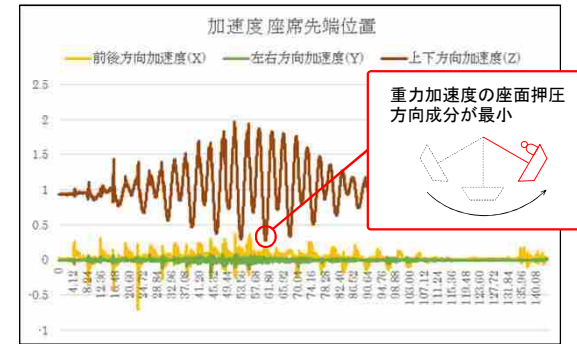


図1 加速度測定結果(最後列)

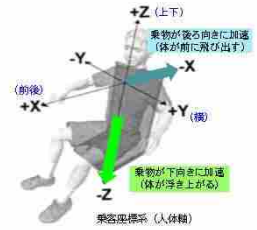


図2 座席の加速度軸と加速度の向き

## 原因

- 被害者が安全バーをすり抜け、座席部分から床面に滑り落ちたのは、乗客がバランスを崩し、正常姿勢を維持できなくなった場合において、乗客が座席部分から滑り落ちることを防止する構造となっていなかったためと考えられる。
- 被害者がプラットフォームに転落したのは、座席部分から滑り落ちることを防止する構造となっていないにも関わらず、床面の真横に乗降口があり、その箇所には扉等も設置されておらず、客席外部への転落を防止する構造となっていなかったためと考えられる。

## 再発防止策

- 運転室から見て奥側の乗降口には、客席床面から高さ550mmの柵を設置するとともに、手前側の乗降口には、客席床面から高さ200mmのステップを設置し、乗客がバランスを崩した場合でも、体が客席部分より外に出ないようにした。
- 上記にて追加したステップにより、客席部分への乗り込み時における乗客のつまずきを防止するため、プラットフォームに高さ225mm×幅400mmの台座を設置した。
- 座席部分に滑り止めシールを設置した。

## 意見

- 国土交通省は、平成29年国土交通省告示第247号の新告示において、身体保持装置については、本件事故のようにバランスを崩した乗客がぐり抜けられない構造であることを求めていることを特定行政庁及び指定確認検査機関に改めて周知徹底すること。